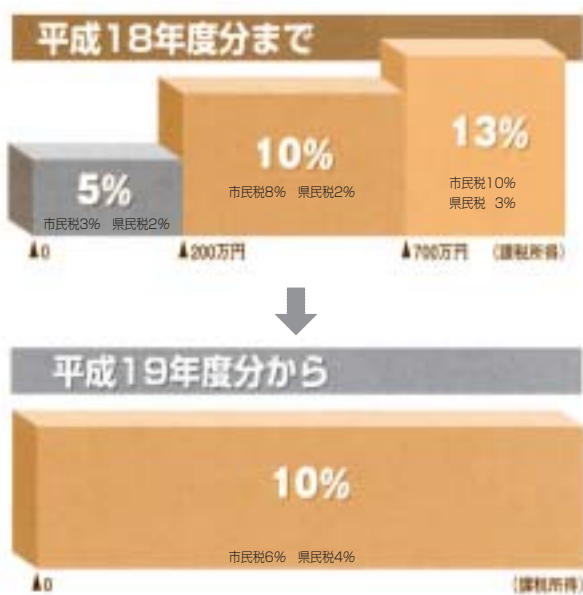


『税制改正』 国から地方へ・・・平成19年から税源移譲によって

あなたの住民税（市民税・県民税）が変わります



国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。その主な内容をお知らせします。



●課税所得とは？…〈前年中の所得金額－所得控除額〉

●個人住民税所得割の税率の改正

(1) **税率の改正 平成19年度から適用**
 個人住民税所得割の税率が一律10%（市民税6%、県民税4%）になります。
 また、このことに伴い増税とならないよう、所得税の税率も改正されます。最低税率が10%↓5%に引き下げ、最高税率が37%↓40%に引き上げとなります。（平成19年分から適用）

(2) 調整控除の創設 平成19年度から適用

個人住民税と所得税では、人的控除額（基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額等の控除額）に差があります。この差によって生じる負担増を調整するため、個人住民税所得割から次表の額が控除されます。

この調整措置により、税源移譲後も個々の納税者の負担は変わりません。

個人住民税の課税所得金額	控除される金額
200万円以下の方	(イ) (ロ) のいずれか少ない金額の5% (イ) 人的控除額の差の合計額 (ロ) 個人住民税の課税所得金額
200万円超の方	{人的控除額の差の合計額－（個人住民税の課税所得金額－200万円）}×5% ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。